

## 平成21年度第2回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 平成22年1月12日（火）
- 2 開催日時 平成22年2月17日（水）14：00～
- 3 出席者氏名
  - (1) 運営協議会委員
    - ア 被保険者代表委員（6名）  
武内幸子、中村幸雄、松崎滉、大石紀代子、長尾由起子、村上京子
    - イ 医療機関代表委員（5名）  
西昇平、山地直樹、佐伯和道、藤田賢一郎、竹原令宜
    - ウ 公益代表委員（7名）  
迎由理男、吉嶺敏子、平田健太郎、山田信一、添田重幸、財津康男、久保幸男
    - エ 被用者保険代表委員（1名）  
前田和朗 以上19名
  - (2) 事務局職員
    - 保健医療部長 本村哲也
    - 保険年金課長 井手口崇
    - 健康推進課長 熊谷博義
    - 他保険年金課、健康推進課職員
- 4 一般傍聴者（4名）

◆審議内容（要旨）

〈委員改選に伴う、会長・副会長の選任を行った。〉

.....  
※以下、質問の項目ごとに要旨を示す。

**議題「平成22年度国民健康保険事業の運営」について**

**【1】繰入金の減少について**

**委員** 一般会計繰入金が増えているのはなぜか。  
**事務局** まず、保険料を算定する際、保険給付費などの費用の総額から国・県支出金などの歳入を差し引き、残った部分を保険料に賦課することが原則となっているが、本市では、保険料を賦課する際、一般会計から多額の繰入れを行っている。昨年度予算と比較して、費用の大部分を占める保険給付費が約30億円減少し、予算総額も減っていることから、これに対して繰り入れる金額が減少している。

**【2】予定保険料収納率の見直しについて**

**委員** 予定保険料収納率を見直したのはなぜか。  
**事務局** この数年間、92～93%台で推移していた保険料収納率が、平成20年度は91%台にまで落ち込んだ。平成21年度もさらに下がっている。不況のため、収納環境が悪化していることもあるが、平成20年度からの医療制度改革により、75歳以上の納付率の高い被保険者が後期高齢者医療の被保険者となり、国保を脱退したことが主な原因である。こうした制度改革の影響に係る決算が昨秋になされたため、収納率の見直しを行った。  
平成21年度も大変厳しい状況であるが、90%台を維持できるように努力しているところである。

**【3】繰越金の計上について**

**委員** 前年度からの繰越金は計上されているのか。  
**事務局** 約27億円計上している。歳入総額約1,133億円の中に含まれている。

**【4】保険料の賦課割合について**

**委員** 国が賦課割合に係る見直しを考えていると聞いたが、何か情報はるか。  
国から具体的な方針が示された後、被保険者の世帯状況や所得状況をよく研究した上で、賦課割合の見直しを検討する必要があると考える。

**事務局** 本市では、賦課総額の23%を平等割、30%を均等割、47%を所得割として賦課しているが、この賦課割合に応じて保険料の軽減割合7割・5割・2割が定められている。国は、この賦課割合に応じて軽減割合を拘束する現在の仕組みを見直そうと考えている。

本市では、平成18年度に見直しを行っているが、見直すためには、シミュレーションを行い、慎重に判断する必要がある。

**会長** 本議題について、承認としてよろしいか。

**委員** (異議なし)

.....

**議題「北九州市国民健康保険条例の一部改正(案)」について**

(質疑・意見なし)

**会長** 本議題について、承認としてよろしいか。

**委員** (異議なし)

.....

**議題「平成22年度特定健康診査・特定保健指導」について**

**【1】特定保健指導の被保険者負担について**

**委員** 特定保健指導は無料なのか。

**事務局** 無料である。

**【2】健康マイレージ事業について**

**委員** 健康マイレージ事業とは何か。

**事務局** 市民が主体的に、楽しく健康づくりに取り組んでもらいたいと考え、健康づくり事業に参加した時に、ポイントを付与し、ポイントが貯まったら、記念品を贈っている。

具体的には、自分で設定した日常的な取組みの目標達成、各種健診の受診、市民センターで行われている地域の健康づくり事業等への参加により、それぞれポイントが付与される。そのことで、継続的な健康づくりの取組みを促している。

**委員** 事業の参加状況はどうか。

**事務局** 現時点では約4,500人が参加している。  
健康マイレージ事業の対象となる地域の健康づくり事業を募集したところ、1,000件を超える応募があった。地域の中で健康づくりに取り組もうという意識啓発に効果があったと考えている。これを土台に、来年度は健康マイレージ事業の参加者を増やしたい。

### 【3】医療費通知について

**委員** 医療機関を受診した後、受診内容を知らせるはがきが届くが、このような経費も国保財政に含まれるのか。また、その目的は何か。

**事務局** 医療費通知の経費については、事務費として計上しており、保険料には賦課していない。

医療費は国保財政において主要な経費であり、これをより適正にする必要がある。そこで、実際に受診した内容を本人に確認していただき、どのくらいの医療費がかかっているのか認識し、少しでも適正に医療費が執行されることを目的としている。

### 【4】受診率向上のための取組みについて

**委員** 受診率10%増の目標を達成するため、特に強化していく事項はあるか。

**事務局** 市政だよりなどで幅広く広報をしていくこともひとつの方法としてあげられるが、一人ひとりに着実に健診受診の必要性を訴え、理解していただくことなど、地道な努力が肝要である。未受診者に対してはがきや電話で個別に勧奨しなければ、受診率の向上は見込めないと考えている。

### その他

#### 【1】1人当たり保険料について

**委員** 他都市と比較して1人当たり保険料はどのくらいか。

**事務局** 市町村の規模の違いもあり、一概に比較することは難しいが、平成20年度は1人当たり約75,000円であり、18政令市の中では、最も安くなっている。さいたま市、川崎市、静岡市は10万円を超えている。

#### 【2】「国民健康保険制度の改善運動の提案」について

**会長** 委員の皆様を送付されていると思うが、国民健康保険制度の改善運動の提案について、一部市民からパンフレットが届いた。私自身、被保険者の負担軽減と国保の安定的運営の両立が必要だと思うので、事務局に説明を求める。

### (1) 保険料減免制度の拡充について

**事務局** 保険料の減免は条例で定められており、所得減少や災害により保険料の支払いが困難になったときに適用される。

減免の適用実績で多くを占める所得の減少について、保険料は前年の所得に対して算定されるが、当年度の所得が250万円以下で前年に比べ30%以上減少したときに適用される。この適用条件は、他都市もおおむね30%以上の減少で設定している。

さらに本市は、2名以上の子どもがいる一定所得の世帯に対して減免を行う多子減免制度を、独自に設けている。

### (2) 一部負担金の減免制度の拡充について

**事務局** 一部負担金の減免については、要綱を定め、一定の基準を設けて運用しており、本年度の適用は2件である。

保険料を納めること、受診に際してその費用の一定割合を負担することは医療保険制度の根幹であり、他の被保険者との公平性からみても、厳しく運用する必要があると考える。

国によると、約1,800の市町村保険者のうち、約800の保険者は制度も定めていない。現在、国はモデル事業を行っており、これを受けて、統一的な仕組みづくりがなされる予定である。

### (3) 保険給付費の計上について

**事務局** 従来、保険給付費は、過去の実績に基づき積算していたが、平成20年度予算は医療制度改革により、平成19年の予算編成時点で積算の材料となる制度改革後の実績がなかったため、厚生労働省の指針に基づいて積算を行った結果、不用額が生じたもの。この影響は、歳出の保険給付費のみならず、歳入の国・県支出金などでも収入未済として表れている。

### (4) 一般会計からの繰入金について

**事務局** 保険料の算定については、保険給付費の半分を国・県が負担し、残りを保険料に賦課するのが原則であるが、そうすると保険料が多額となるため、一般会計から繰り入れを行い保険料の負担を軽減している。平成22年度も100億円を超えて計上している。市の財政状況をかながみれば、これ以上、繰り入れを行うことは困難である。

平成21年度 第2回  
北九州市国民健康保険運営協議会

(議題)

- 1 会長及び副会長の改選
- 2 平成22年度 国民健康保険事業の運営について
- 3 北九州市国民健康保険条例の一部改正（案）について
- 4 平成22年度 特定健康診査・特定保健指導について

日 時 平成22年2月17日（水） 14時00分～

場 所 ホテルクラウンパレス小倉 2階 香梅

○北九州市国民健康保険運営協議会規則（一部抜粋）

昭和 38 年 2 月 10 日

規則第 29 号

（趣旨）

第 1 条 北九州市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）については、法令または北九州市国民健康保険条例（昭和 42 年北九州市条例第 53 号。以下「条例」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。

（昭 43 規則 41・一部改正）

（委員の委嘱および辞任）

第 2 条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員がその職を辞しようとするときは、理由を付して市長に申し出なければならない。

（会長、副会長の選任および辞任）

第 3 条 協議会に会長、副会長各 1 人を置く。会長および副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員が選挙する。

2 会長または副会長が、その職を辞しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

（会長、副会長の任務）

第 4 条 会長は会務を総理し、会議の長となる。会長に事故があるときは、副会長が代行する。

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 委員の 3 分の 1 以上の者から付議事件を示して、協議会招集の請求のあつたときは、会長は招集しなければならない。

## 平成22年度国民健康保険事業の運営について

### 1 一人当たり保険料

区 分	平成22年度(案)	平成21年度	増 減
医療分+支援分	64,563円	66,038円	1,475円(2.2%)減
介護分	19,972円	17,593円	2,379円(13.5%)増
予定収納率	92.0%	95.5%	

### 2 保険料賦課割合

区 分	平成22年度
平等割 (世帯割)	23%
均等割 (人数割)	30%
所得割	47%

※変更なし

### 3 保険料率(年額)

区 分		平成22年度(案)	平成21年度	増 減
医療分+支援分	平等割	31,490円	32,190円	700円(2.2%)減
	均等割	23,870円	24,090円	220円(0.9%)減
	計	55,360円	56,280円	920円(1.6%)減
	所得割	5月下旬算定	9.2/100	
介護分	平等割	6,950円	6,090円 (5,880円)	860円(14.1%)増
	均等割	7,300円	6,360円 (6,130円)	940円(14.8%)増
	計	14,250円	12,450円 (12,010円)	1,800円(14.5%)増
	所得割	5月下旬算定	2.0/100	

※( )の数字は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を保険料算定に加えた額(賦課額)。

### 4 保険料最高限度額

区 分	平成22年度(案)	平成21年度	増 減
医療分	50万円	47万円	3万円増
支援分	13万円	12万円	1万円増
介護分	10万円	10万円	増減なし



## 予 算 関 連 資 料

### (1) 予算総額及び一般会計繰入金

(単位：千円)

区 分	平成22年度 見込み (A)	平成21年度 予算 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率
予算 (歳入・歳出) 総額	113,339,000	117,503,000	△ 4,164,000	△ 3.5 %
一般会計繰入金	10,631,000	12,022,000	△ 1,391,000	△ 11.6 %

### (2) 主な歳出額

(単位：千円)

区 分	平成22年度 見込み (A)	平成21年度 予算 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率
保険給付費	79,785,500	82,978,600	△ 3,193,100	△ 3.8 %
一般分	74,555,980	77,511,980	△ 2,956,000	△ 3.8 %
退職者分	4,291,820	4,537,820	△ 246,000	△ 5.4 %
その他	937,700	928,800	8,900	1.0 %
老人保健拠出金	167,577	1,205,143	△ 1,037,566	△ 86.1 %
後期高齢者支援金	10,764,549	11,602,360	△ 837,811	△ 7.2 %
介護納付金	4,455,050	3,999,974	455,076	11.4 %

### (3) 被保険者数

区 分	平成22年度 見込み (A)	平成21年度 予算 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率
一 般	(79,400 人)	(79,900 人)	( △500人)	(△ 0.6)
	254,000 人	255,000 人	△ 1,000 人	△ 0.4 %
退 職 者	(11,100 人)	(11,500 人)	( △400人)	(△ 3.5)
	12,000 人	12,700 人	△ 700 人	△ 5.5 %
計	(90,500 人)	(91,400 人)	( △900人)	(△ 1.0)
	266,000 人	267,700 人	△ 1,700 人	△ 0.6 %

※( )は、介護第2号被保険者数〔再掲〕

### (4) 加入世帯数

区 分	平成22年度 見込み (A)	平成21年度 予算 (B)	増 減 (A)-(B)	伸 び 率
世 帯 数	160,000 世帯	159,500 世帯	500 世帯	0.3 %

### ○平均保険料（当初予算）の推移

年 度	区 分	一人当たり		
		保険料	対前年度	
19年度	医療分	64,705 円	0 円	0.0 %
	介護分	19,170 円	▲ 940 円	▲ 4.7 %
	計	83,875 円	▲ 940 円	▲ 1.1 %
20年度	医療・支援分	66,063 円	1,358 円	2.1 %
	介護分	17,669 円	▲ 1,501 円	▲ 7.8 %
	計	83,732 円	▲ 143 円	▲ 0.2 %
21年度	医療・支援分	66,038 円	▲ 25 円	▲ 0.0 %
	介護分	17,593 円	▲ 76 円	▲ 0.4 %
	計	83,631 円	▲ 101 円	▲ 0.1 %
22年度	医療・支援分	64,563 円	▲ 1,475 円	▲ 2.2 %
	介護分	19,972 円	2,379 円	13.5 %
	計	84,535 円	904 円	1.1 %

### ○保険料率の推移

年 度	区 分	平等割(世帯当たり)			均等割(被保険者当たり)			所得割
		保険料	対前年度		保険料	対前年度		
19年度	医療分	31,090 円	▲ 60 円	▲ 0.2 %	24,110 円	70 円	0.3 %	10.4/100
	介護分	6,820 円	▲ 300 円	▲ 4.2 %	6,890 円	▲ 310 円	▲ 4.3 %	2.4/100
	計	37,910 円	▲ 360 円	▲ 0.9 %	31,000 円	▲ 240 円	▲ 0.8 %	
20年度	医療・支援分	30,420 円	▲ 670 円	▲ 2.2 %	24,250 円	140 円	0.6 %	9.3/100
	介護分	6,040 円	▲ 780 円	▲ 11.4 %	6,310 円	▲ 580 円	▲ 8.4 %	2.1/100
	計	36,460 円	▲ 1,450 円	▲ 3.8 %	30,560 円	▲ 440 円	▲ 1.4 %	
21年度	医療・支援分	32,190 円	1,770 円	5.8 %	24,090 円	▲ 160 円	▲ 0.7 %	9.2/100
	介護分	6,090 円 (5,880) 円	50 円	0.8 %	6,360 円 (6,130) 円	50 円	0.8 %	2.0/100
	計	38,280 円 (38,070) 円	1,820 円	5.0 %	30,450 円 (30,220) 円	▲ 110 円	▲ 0.4 %	
22年度	医療・支援分	31,490 円	▲ 700 円	▲ 2.2 %	23,870 円	▲ 220 円	▲ 0.9 %	未定
	介護分	6,950 円	860 円	14.1 %	7,300 円	940 円	14.8 %	未定
	計	38,440 円	160 円	0.4 %	31,170 円	720 円	2.4 %	

\*平成20年度から医療制度改革による新制度開始

\* ( ) の数字は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を保険料算定に加えた額（賦課額）

## 北九州市国民健康保険条例の一部改正（案）について

### 【改正の理由】

国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）の一部改正等に伴い、北九州市国民健康保険条例（以下「条例」という。）の関係規定を次のとおり改めるもの。

### 【改正の内容】

#### 1 保険料の算定基礎となる所得の取扱い改正（平成21年政令第270号）

地方税法の改正により次の措置が講じられることから、保険料の算定基礎となる所得についても同様に扱うため、次のとおり関係規定を整備するもの。

- (1) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得と譲渡損失の間で損益通算した所得で所得割額の算定及び均等割額・平等割額の軽減判定を行う。（条例第11条の2、第20条関係）
- (2) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に取得した土地等を5年を超えて所有した後に譲渡した場合、当該譲渡所得から最大1,000万円を特別に控除し、所得割額を算定する。（条例第11条の2関係）

#### 2 旧被扶養者に係る保険料減免の期間延長（厚生労働省通知、政令規定なし）

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、扶養されていた65歳以上の被扶養者が国民健康保険に加入した場合の保険料について、国保加入後2年間に限り、後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置を講じている。今回、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が制度廃止まで延長されることに伴い、国民健康保険においても同様の延長措置を講ずることとなったため関係規定を整備するもの。（条例付則に追加）

#### 3 条例付則に規定する保険料賦課の特例を本則に移行（平成21年政令第270号）

条例付則に規定している分離課税分の保険料賦課の特例について、総合課税分の所得と同様に恒久的に保険料の算定基礎とする考え方から、本則に移行して規定するもの。

#### 4 賦課限度額の変更（政令、3月公布予定）

平成22年4月から保険料の基礎賦課限度額の上限が現行の47万円から50万円、後期高齢者支援金等賦課限度額の上限が12万円から13万円に引き上げられる予定である。賦課限度額は、政令で上限が決められ、その上限以内で各保険者が決定することとされており、本市でも中間所得者層への配慮など被保険者間の負担の公平を図る観点から、次のとおり賦課限度額の改正を行うもの。

	現 行	改正案
基礎賦課限度額（医療分）	47万円	50万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	12万円	13万円
計（医療＋後期＋介護）	69万円	73万円

※介護分は10万円

#### 5 非自発的失業者の保険料軽減制度（政令、3月公布予定）

国民健康保険料は、前年所得に基づき算定するため、失業等で被用者保険から国民健康保険に移行した場合、失業したにもかかわらず保険料が高額になることが多い。

そこで、リストラなどの非自発的失業者が国保に加入した場合に限り、前年所得をそのまま用いず、前年所得の70%分を控除した額を前年所得とみなす軽減措置を講ずるよう、政令改正される予定である。

本市でも失業者対策として、政令と同様に条例の関係規定を整備するもの。

#### 【施行期日】

平成22年4月1日（一部予定）

※ 【改正の内容】 4、5については、政令の公布時期が3月以降になる見込みのため、政令公布時期に応じて追加議案等に対応する。

平成20年度税制改正（上場株式等の配当所得の分離課税制度創設及び譲渡損失と配当所得との間の損益通算制度創設）に伴う国民健康保険料への影響について

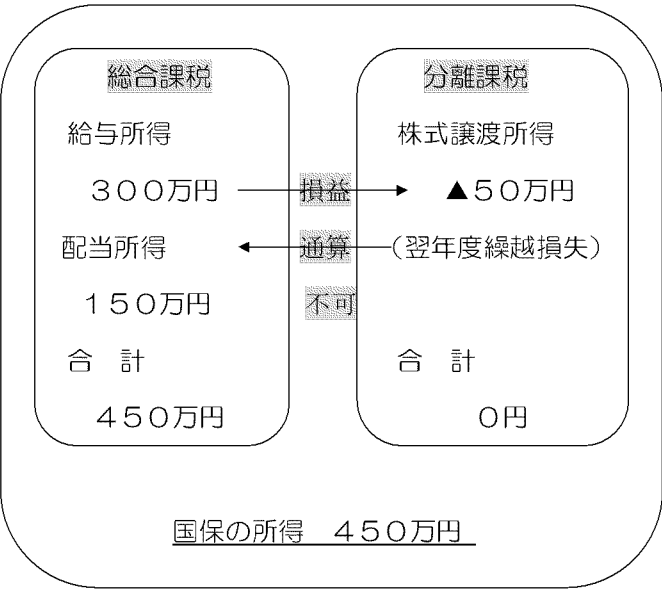
1 確定申告しない場合



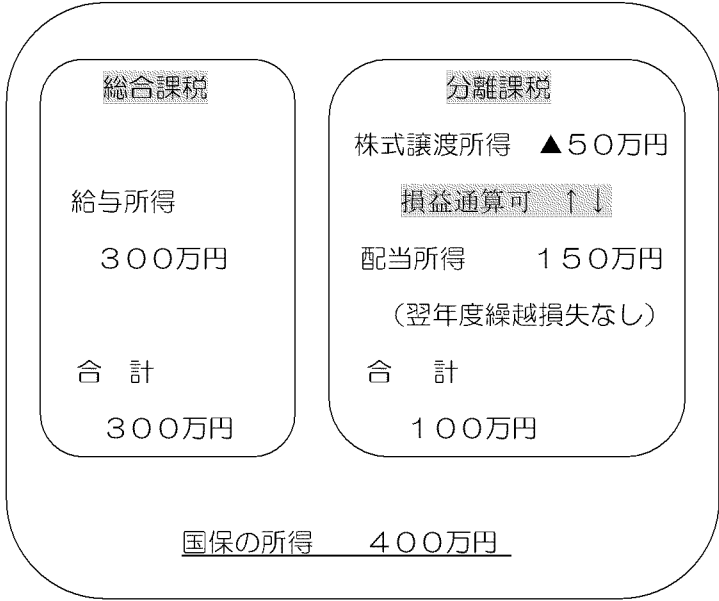
⇒ 変 更 な し

2 確定申告した場合

改正前（平成21年度まで）

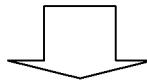
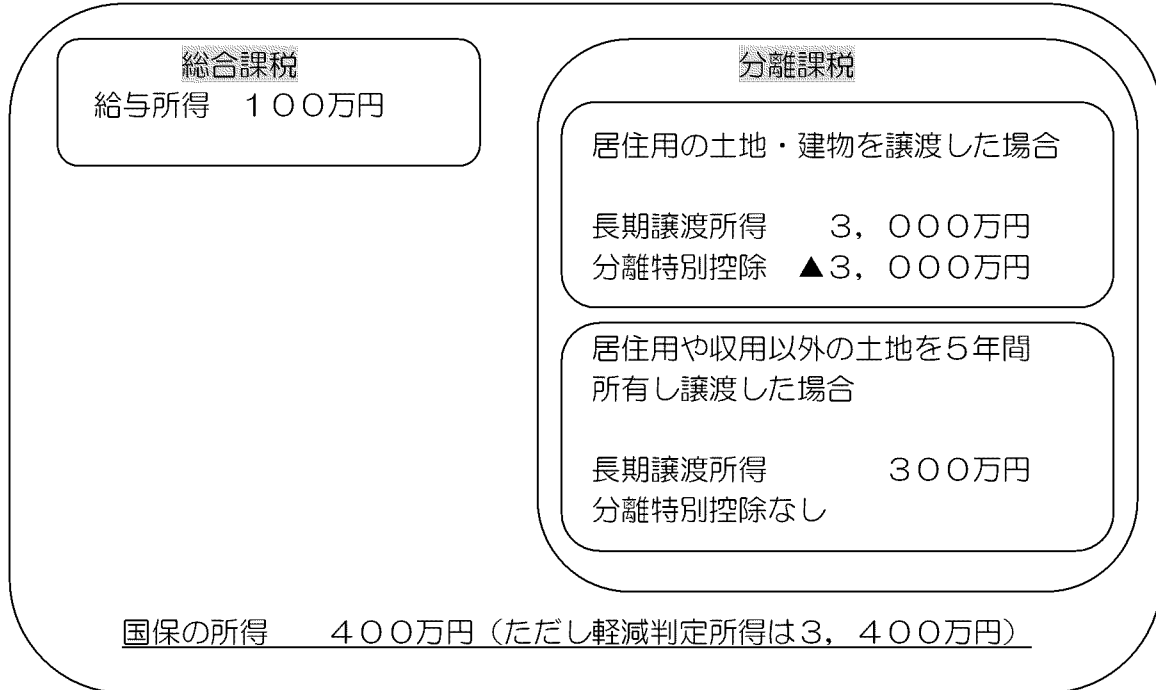


改正後（平成22年度以降）



平成21年度税制改正（特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除創設）に伴う  
国民健康保険料への影響について

改正前（平成22年3月まで）



改正後（平成22年4月以降）



## 被扶養者であった者の保険料軽減(条例減免)の延長

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった者については、それまで保険料を賦課されていなかったことにかんがみ、資格取得から2年間、後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置を実施。



当分の間(後期高齢者医療制度の廃止までの間)継続(※)

(※) 後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減措置も同様に当分の間(後期高齢者医療制度の廃止までの間)継続される。

(参考1) 被扶養者であった者に対して、市町村の条例減免で講じている措置

① 応能保険料

(ア) 被扶養者であった者に係る応能保険料(所得割、資産割)について所得、資産にかかわらず賦課しない。  
(なお、世帯の軽減判定の際には、被扶養者であった者に係る所得についても判定の対象とする。)

② 応益保険料

7割(6割)軽減、5割(4割)軽減に該当する場合を除き、  
(イ) 被扶養者であった者に係る被保険者均等割を半額とする。  
(ウ) 被扶養者であった者のみで構成される世帯については、世帯別平等割を半額とする。

(参考2) 対象となる「被扶養者であった者」とは、国民健康保険の被保険者のうち、次の①及び②に該当する者をいう。

- ① 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日に65歳以上である者
- ② 国保の被保険者資格を取得した日の前日に、被用者保険の被扶養者であった者であって、扶養関係にあった被用者保険の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となったもの

## 非自発的失業者の国民健康保険料(税)の軽減措置

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険料(税)の負担軽減策を講じる。【平成22年4月施行】

### 1. 軽減措置の概要

- ① 次の非自発的失業者の国民健康保険料(税)については、失業時からその翌年度末までの間、  
前年所得の給与所得を30/100として算定
  - ・ 雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職した者)
  - ・ 雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した者)

※上記以外の非自発的失業者(65歳以上の者や雇用保険適用外の者など)は、引き続き、条例減免で対応。
- ② 高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応

### 2. 保険料(税)の減取に対する措置

- ① 保険基盤安定制度(保険料軽減分・保険者支援分)により、公費負担(国・都道府県・市町村)  
※平成22年度要求額 国 約40億円、都道府県 約170億円、市町村 約70億円(地方分は地方財政措置要求)
- ② ①の対象者分については、①の補てんでは不足する平均保険料と軽減後の保険料との差額を特別調整交付金で補てん  
※平成21年度から行っている非自発的失業者への条例減免に対する特別調整交付金の補てん措置も継続  
※平成22年度所要額 約180億円(見込み)

## 平成22年度特定健康診査・特定保健指導について

### 1 特定健診実施体制

- (1) 対象者 北九州市国民健康保険の40歳～74歳
- (2) 実施方法
  - 個別方式：北九州市医師会加入の協力医療機関
  - 集団方式：区役所や市民センター等（約300箇所）
- (3) 実施時期 4月～3月（集団方式は5月開始）
- (4) 受診券 5月上旬までに対象者約19万人に送付予定

### 2 特定保健指導実施体制

- (1) 実施方法
  - 個別方式：特定健診を受診した個別医療機関で実施
  - 集団方式：特定健診を受診した集団健診実施機関で実施
  - \* 特定保健指導対象者以外で生活習慣病予防及び重症化予防が必要な人への保健指導を実施し、生活習慣改善を支援

### 3 目標値（北九州市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づく）

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受診率	25%	35%	45%	55%	65%
保健指導実施率	45%	45%	45%	45%	45%

\*国の基本指針における平成24年度の特定健診受診率の目標値は65%である。

\*平成20年度特定健診受診率（法定報告）は22.0%。

### 4 受診率向上に向けての取り組み

- (1) 関係者への働きかけ
  - ◆出前講演、健康教育を実施
  - ◆健康づくり推進員、食生活改善推進員によるPR活動
- (2) 広報活動
  - ◆市政だより、市ホームページ、班（組）回覧、市民センターだより等掲載
  - ◆パンフレット等配布、ポスターの作成と掲示
- (3) 他の事業との連携
  - ◆健康づくり事業との連携
  - ◆健康マイレージ事業
- (4) 未受診者対策
  - ◆未受診者に対して電話及びハガキによる受診勧奨